

令和2年度包括外部監査結果報告書

【要約版】

青森県包括外部監査人
公認会計士 鳩 健二

第1部 監査の概要

1. 選定した特定の事件(監査テーマ)

下水道事業及び工業用水道事業に係る財務事務の執行について

2. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

下水道事業は、生活インフラの一環として住民生活と密接し、生活環境の改善、浸水被害の防除、公共用水域の水質保全に対して極めて重要な役割を果たしている。今後、人口減少等に伴うサービス需要の減少と下水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、県の下水道事業をとりまく経営環境は厳しくなるものと想定される。

また、導管により工業用水を供給する事業である工業用水道事業も同様に施設の老朽化への対応という課題を抱えている。

さらに、下水道事業と工業用水道事業は、どちらも公営企業であるという共通点があるが、令和元年度においては採用している会計方式は異なっている。下水道事業は、財務諸表の作成を通じて経営状態や資産状況の明確化を推進するため、令和2年度からの地方公営企業会計の適用を予定しているが、工業用水道事業は従来から地方公営企業会計を適用している。

このような状況下において、下水道事業及び工業用水道事業に係る財務事務の執行や管理の状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の県行政及び県民にとって有意義であると判断し、令和2年度の監査テーマとして選定した。

3. 監査の対象期間

令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)である。ただし、下水道事業が令和2年4月1日から地方公営企業会計に移行したことに伴い、令和2年度における事業の状

況についても言及している。

第2部 外部監査の基本方針及び監査の範囲

1. 基本方針

監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、コストを抑えつつ大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法がとられているか、といった視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

本監査の主要な監査要点は、下水道事業及び工業用水道事業の経営計画の妥当性、使用料の設定の妥当性、固定資産の管理、入札・契約に関する事務手続、人件費を含む経費の負担区分の適切性等である。

2. 監査対象組織及び監査の範囲

対象所属名又は法人名	監査の範囲
県土整備部都市計画課 中南地域県民局地域整備部下水道課 三八地域県民局地域整備部下水道課 上北地域県民局地域整備部企画整備課	下水道事業特別会計及び一般会計より支出される補助金交付事業等を含む
県土整備部整備企画課 八戸工業用水道管理事務所	工業用水道事業会計
公益財団法人青森県建設技術センター	法人が実施する全事業

公益財団法人青森県建設技術センター(以下、「建設技術センター」という。)は、県の下水道事業が指定管理者制度を導入した平成 18 年度より継続して、岩木川浄化センター、馬淵川浄化センター及び十和田湖浄化センターにおいて、県の下水道施設の指定管理者として、施設の維持管理を実施している。

第3部 外部監査の結果及び意見

1. 経営計画及び使用料収入について

(1) 下水道事業の経営戦略策定の必要性とその活用について

公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、長期的な見通しの重要性は高まっている。

流域下水道の長期的な投資計画及び財政計画を示すことは、負担金を支払う流域関連市町村等の下水道の長期計画立案に資するものであり、流域関連市町村等の住民が負担する使用料への影響を見通すことも可能にするものである。下水道事業の持続可能性や将来の下水道使用料について見通しを示すことは、住民の暮らしの安心を確保する上で重要である。人口減少に伴い受益者の負担が増えることが予想されるが、受益者一人当たりの負担額が現状と比較してどれだけ増える見込みなのかという情報を、住民に提供する意義は大きい。

また、独立採算が原則とされる公営企業の経営において、十和田湖特定環境保全公共下水道事業における恒常的な一般会計による繰出額は、下水道事業の直接の受益者である住人とそれ以外の県民の間の公平性の問題を生じさせている。一方で、十和田湖はその清澄な湖水、湖周と奥入瀬溪流の景観が、「十和田八幡平国立公園」ならびに「特別名勝および天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流」に指定されるなど、東北地方はもとより、我が国の代表的な自然景勝地となっており、青森県を代表する観光資源である。したがって、十和田湖及びその下流流域を含めた水質の保全は、県民全体にとって有益であると考えられることも可能である。そうした中、経営戦略によって長期的見通しを示すことで、この問題に関する議会や住民の理解を得ながら、将来的な議論の契機とすることが必要と考える。

さらに、長期的な経営戦略を活用した議論の中で、十和田湖特定環境保全公共下水道事業における使用料の料金設定については、共同利用している秋田県を含めて議論を深めることが必要である。

(2) 広域化・共同化による県内下水道事業の持続可能性確保について

岩木川浄化センターにおいて、県は汚泥処理の有効活用策に付随して汚泥処理施設の共同処理を検討している。

人口減少により将来的に生ずる処理施設能力の余剰分を有効活用し、県全体としてより効率的な処理を模索することは、汚泥の共同処理の領域に留まらない。県内の汚水処理施設の統廃合等のハード面だけでなく、ICT 活用による汚水処理の集中管理や維持管理の共同化等のソフト面も含めた広域化・共同化は、施設の有効かつ効率的な活用を通じて県全体としての汚水処理コスト削減につながる重要な施策であり、県がリーダーシップを発揮し、重点的に

推進してほしい。

今後、県の人口減少が見込まれる中で、県及び市町村の下水道経営は厳しさを増していくものと思われる。下水道施設の老朽化も進み、更新のためのコストを一層要することになる。そのような中、県は流域下水道や十和田湖特定環境保全公共下水道だけでなく、市町村等の下水道事業も含めた県内下水道事業を全体として持続可能なものとするために、市町村等と検討体制を速やかに構築し改革を進める必要がある。

(3) 工業用水道事業の経営戦略について

工業用水道事業では平成 30 年3月に、平成 30 年度から平成 39 年度の 10 年間を対象期間とする経営戦略を策定している。しかし、工業用水道事業における最大の懸案事項は、その 10 年間より後に見込まれる送水幹線の更新である。

経営戦略は長期的な観点から行うべきであり、事業の最も大きな課題に触れていない経営戦略は有効でない。経営状況等の「見える化」を図ることで経営健全化に向けた議会、住民との議論の契機とするというのが経営戦略の趣旨であり、一定の仮定において戦略に盛り込むことによっては、議論の契機とすべきである。

100 億円から 200 億円以上とも試算される送水幹線の更新について、その詳細は固まっていないが、だからこそ 30 年～50 年超の長期にわたる試算を複数パターンで行い、その仮定や結果を示すことで、議会や住民との議論の契機とすることが必要なのではないだろうか。

財務シミュレーションの一例として、更新のタイミングを可能な限り後倒しすることにより、現状の使用料の値上げを回避できるという試算もあるが、長い投資回収期間にわたって現状の収入が継続して確保できる保証はなく、また、仮定している耐用年数は法定耐用年数の 1.5 倍以上であり、使用に耐えられないリスクもある。

また、使用料の設定についても、現状の経営戦略が対象としている 10 年間で見れば改定の必要性を認識することはできないが、さらに長期的な投資計画を踏まえれば、改定に関する議論は避けられないものと思われる。

事業	指摘事項・意見 No.	内容
下水道	指摘事項 1-1	県HPに開示されている整備構想の記述に一部誤りがある。
下水道	意見 1-1-1	長期的な経営戦略の策定が必要である。
下水道	意見 1-1-2	岩木川流域下水道の汚泥処理に関して、広域化・共同化を推進してほしい。
下水道	意見 1-2-1	延滞の発生予防に努めてほしい。
下水道	意見 1-2-2	十和田湖特定環境保全公共下水道事業について、水

		質保持と経済的効果のバランスを考慮した経営戦略の策定が必要。
工業用水道	意見 3-1-1	送水幹線の更新計画を経営戦略に反映するべき。
工業用水道	意見 3-1-2	更新計画策定において考慮すべきリスクが種々ある。
工業用水道	意見 3-1-3	技術職員の年齢構成や資格取得者の確保に努めることが望ましい。
工業用水道	意見 3-2	特定料金の単価を引き上げることが望ましい。

2. 固定資産管理

下水道事業及び工業用水道事業では、施設の整備・改修・更新及びその計画策定が中心的な業務であるが、その基礎となる固定資産の管理は重要である。

全体的な傾向として、高度経済成長期以降に集中的に整備された施設・設備の老朽化が急速に進みつつある一方で、人口減少等により料金収入の減少が見られる公営企業においては、将来にわたり住民サービスを安定的に継続する施設・設備の更新に、限られた財源で取り組んでいかなければならない。このため、固定資産台帳を適切に整備することが求められている。また、経営計画立案、投資意思決定の基礎資料として、現状を正確に把握するために、固定資産台帳のデータはその取得、管理、処分について実態と常に整合していることが必須である。

(1) 固定資産台帳へのデータ登録ミス

下水道事業については、【指摘事項 1-3-1】【指摘事項 1-3-2】【指摘事項 1-3-3】において、固定資産台帳へのデータ登録ミスに関する指摘を行っている。その他、関連する意見としては、資産番号の付番ルールを文書化を求めた【意見 1-3-1】がある。

工業用水道事業については、【指摘事項 3-3-1】【指摘事項 3-3-4】【指摘事項 3-3-5】において、固定資産台帳へのデータ登録ミスに関する指摘を行っている。

償却資産の取得価額や耐用年数の適用誤りは、その完成年度だけではなく、減価償却を通じてその耐用年数に渡り決算数値に影響を与える。担当者の資質や能力に依存することなく固定資産台帳を適切に維持・管理していくためにも、データ登録時のチェック体制を整備することが望ましい。

(2) 固定資産台帳と現物の整合性確保のための適切な備品シールの貼付

下水道事業については、【意見 1-3-2】【意見 1-3-3】【意見 1-3-4】において、固定資産台帳と現物の整合性確保のための適切な備品シールの貼付を求めている。

また【意見 2-1】は、建設技術センターに対する意見であるが、固定資産台帳と現物の整合性確保は、外郭団体においても適正な財務諸表作成のために重要である。

(3)その他

その他の指摘としては、【指摘事項 3-3-2】において、資本的支出と収益的支出の区分を適正にするために、公営企業財務規程において作成することが規定されている「別の定め」が存在しないことについて、早急な作成と保管を求めている。

また、【意見 3-3-1】では固定資産台帳を手書きで作成することの非効率や事務ミス防止の観点からソフトウェア導入について提言している。

さらに、【意見 3-3-2】において減損会計に関する規程の整備を求めている。

事業又は法人	指摘事項・意見 No.	内容
下水道	指摘事項 1-3-1	固定資産台帳登録データの一括読込時に誤りがある。
下水道	指摘事項 1-3-2	固定資産台帳上、取得価額の登録に誤りがある。
下水道	指摘事項 1-3-3	固定資産台帳上、十和田の土地 2 件について所在地入力漏れがある。
下水道	意見 1-3-1	資産番号の付番ルールを文書化する必要がある。(上北地域県民局)
下水道	意見 1-3-2	固定資産台帳と現物の整合性が確認できない資産がある。(中南地域県民局)
下水道	意見 1-3-3	地方公営企業会計移行に対応した備品シールの貼付ルールを定めることが望ましい。(三八地域県民局)
下水道	意見 1-3-4	地方公営企業会計移行に対応した備品シールの貼付ルールを定めることが望ましい。(上北地域県民局)
建技センター	意見 2-1	固定資産管理シールや資産番号の付番方法、定期的な実査をルール化し、固定資産台帳と現物が整合するように管理を徹底することが望ましい。
工業用水道	指摘事項 3-3-1	固定資産の計上科目及び耐用年数の適用誤りがあった。
工業用水道	指摘事項 3-3-2	作成され保管されているべき規程がなかった。
工業用水道	指摘事項 3-3-3	減価償却調書と減価償却明細表に記載された当期償却額が誤っている。
工業用水道	指摘事項 3-3-4	固定資産台帳の記載内容に更新漏れがある。
工業用水道	指摘事項 3-3-5	一部の固定資産について、固定資産台帳に残存価額が記載されていない。

工業用水道	意見 3-3-1	手書きの固定資産台帳を廃止し、固定資産管理ソフトウェアを導入することが望ましい。
工業用水道	意見 3-3-2	減損会計に関する規程を整備する必要がある。

3. 契約事務

(1) 指名競争入札採用が実務上原則化している

契約額が一定金額以下の工事契約や物品契約について、実務上、原則として指名競争入札が採用されている様子が伺われた。

しかし本来は、一般競争入札が原則的な契約方法である。地方自治法第 167 条では指名競争入札の採用要件が以下の場合に限定されており、指名競争入札はあくまでも例外的な契約方法とされている。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

県では規則により、契約額が一定金額以上の契約について一般競争入札採用によることを定めているが、その反対解釈として金額以下の契約には特に理由なく指名競争を採用しているのが実情である。すなわち一般競争入札によらざるを得ないと定めた金額基準に満たない契約については、適切かどうかを検討されることなく指名競争入札を採用する傾向にあり、規則で定める例外事項が原則化している。

事務手続が簡略だというメリットはあるが、取引の公正性や競争性の確保を優先すべき場合もあると考えられる。例えば、専門性の低い工事等はあえて指名競争にする必要はなく、また、物品の購入については基本的には競争性の確保を優先するメリットがある。

また、指名競争入札採用の理由が文書化されていないのは問題である。指名競争入札を採用する場合、個別契約ごとに地方自治法の要件への適合性を常に文書化し、検討過程を記録すべきと考える。

(2) 指名競争入札における指名業者選定の文書化について

指名業者の選定過程について、県では指名業者選定調書を作成している。しかし、指名業者選定調書では選定結果と選定委員会で承認された事実が記載されているにすぎず、選定過程は不明である。指名された事業者の指名された理由や、指名から漏れた事業者が指名から漏れた理由は不明である。実態的な判断メモは各担当者が保存してある場合もあるが確実

ではない。選定過程を文書として保管することをルール化することが望ましい。

(3) 随意契約とする理由の検討が不十分

地方自治法施行令第 167 条の2は、随意契約によることができる場合を限定している。随意契約は、指名競争入札同様例外的な契約方法であり、随意契約による場合はその理由が地方自治法施行令第 167 条の2に掲げるとの理由に該当しているか、慎重に検討する必要がある。しかし起案書における理由の記述が不適切、不十分または重要な点で記述のミスがあるにもかかわらず、決裁されているという実態があり、所管部署で十分な検討が行われているかどうか疑わしい。

随意契約については、随意契約とする理由の公開を検討することを提言したい。

初めから契約の相手方を少数に限定あるいは特定したうえで契約締結交渉をした場合は、当該業者との癒着が生じたり、不当に高い対価を支払う結果となるおそれがあることと、現実にはそのようなことはないとしても、住民がそのような疑惑を抱き、ひいては、行政に対する信頼がなくなるおそれがある。単に有利な契約条件を獲得することだけではなく、契約手続の公正さを確保する手段として以上の対策を提言する。

(4) その他

契約変更については、まず【指摘事項 1-4-1】で契約変更の際の変更理由の文書化を求めている。また【意見 1-4-3】では、契約変更を未然に防止するため事前の検討を慎重に行うことを求めている。

また、再委託契約に関する公正性を確保するために、【意見 1-4-2】では委託先の契約について確認及び文書化することを求めている。

さらに【意見 1-4-4】では契約書に契約単位が明記されていなかった事務ミスについて、【意見 3-4-1】では予定価格が過大に設定されることのリスクに対して意見を述べている。

事業又は法人	指摘事項・意見 No.	内容
下水道	指摘事項 1-4-1	契約変更理由は適切に文書化する必要がある。(中南地域県民局)
下水道	指摘事項 1-4-2	指名競争入札の指名業者選定数が少ない。(中南地域県民局)
下水道	指摘事項 1-4-3	起案書において、随意契約とする理由の記述に誤りがある。(上北地域県民局)
下水道	意見 1-4-1	積算業務の委託に関する起案書において、一者随意契

		約とする理由の記述が不適切又は不十分である。
下水道	意見 1-4-2	委託先の再委託契約に関して、公正性や競争性が担保されていることを確認し文書化することが望ましい。(中南地域県民局)
下水道	意見 1-4-3	契約後に契約内容変更を防止するために、工事内容を事前に適切に把握することが望ましい。(中南地域県民局)
下水道	意見 1-4-4	契約書において契約単位が明記されていない。(中南地域県民局)
下水道	意見 1-4-5	物品の購入に関する起案書において、一者随意契約とする理由の記述が不十分である。(中南地域県民局)
下水道	意見 1-4-6	指名競争入札における指名業者が3年連続で固定されているのは、契約の公正性確保の観点から望ましくない。(三八地域県民局)
建技センター	意見 2-6	指名競争入札の採用理由を明確に文書化すべきである。
建技センター	意見 2-7	指名競争入札の業者選定理由について、文書化することが望ましい。
建技センター	意見 2-8	指名競争入札における指名業者数について、一律に5者に限定することは望ましくない。
工業用水道	意見 3-4-1	予定価格については、過去の取引実績等を加味し適正な価格を設定することが望ましい。
工業用水道	意見 3-4-2	競争性向上のため、指名事業者数の増加や一般競争入札の採用が望ましい。
工業用水道	意見 3-4-3	指名競争入札における指名業者の固定化を回避することが望ましい。

4. 下水道事業の経費負担区分の合理性について

下水道事業の運営に係る経費は、一般会計が負担すべき経費を除いて、独立採算の原則に基づき使用料や負担金により賄うべきものとされている。このことは公平性確保のための受益者負担の考え方が背景にある。したがって、一般会計に区分し県民全体が負担すべき経費と、特別会計が負担すべき経費を厳格に区分することは重要である。

また、特別会計には、岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道、十和田湖特定環境保全公共下水道の3つの区分がある。

岩木川流域下水道あるいは馬淵川流域下水道に区分された経費は、関連自治体等への

負担金となり、最終的にはそれぞれの流域下水道の受益者が負担することになる。一方、十和田湖特定環境保全公共下水道に区分された経費については、下水道利用料や補助金等で賄えない分は、一般会計からの繰出金として下水道を利用していない県民を含めた県民全体が負担することになる。

さらに、特別会計においては、下水道事業の経費が事業費及び管理費に区分される。県では負担金の単価を定めず、関連自治体等が流入下水量や協議により決定した割合で負担する形式を採用している。したがって、ある経費を事業費に区分するか管理費に区分するかによって、関連自治体等が負担する額は変動する。そのため、事業費と管理費の区分も厳格に行う必要がある。

このように人件費を含む経費の区分は全県民の利害に直結しており、公平性に十分配慮する必要がある。したがって、経費負担区分については合理的な基準を設け厳格に適用することにより、住民の利害を適切に調整することが会計の役割として求められている。

事業	指摘事項・意見 No.	内容
下水道	指摘事項 1-5	人件費の負担区分が実態と乖離している。
下水道	指摘事項 1-6	各下水道事業への共通経費の配賦基準が合理的ではない。
下水道	意見 1-6	収益的収支と資本的収支の区分について、適切な区分方法の整理が必要である。

5. 消費税

下水道事業と工業用水道事業は、それぞれの特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなされ、消費税法の規定に従い消費税等の納税主体となり申告・納付を行っている。

今回の監査では、近年複雑化するとともに、税率が 10%に引き上げられたことに伴い重要性を増している消費税に関連する財務事務を取り上げた。

(1) 計算過程の複雑化と影響の増大に対する理解

【指摘事項 3-6】にある集計ミスは、税率の引き上げに伴って引き起こされたものであり、消費税の複雑化と関連している。また、【意見 1-8】の通知文における消費税の誤解を招く不要な記述は、補助金の内容を吟味せず、他の補助金と一律に標準的な文言を使用した結果引き起こされたものである。これらは、計算過程の複雑化やそれに対応する消費税に関する理解不足から生ずるものであると考えられる。

(2) 仕入税額控除の計算方法選択と税務専門家関与の検討

下水道事業と工業用水道事業に共通して、仕入税額控除の計算方法選択と税務専門家関与の検討について意見を述べている。【意見 1-7-1】【意見 1-7-2】【意見 3-6-1】【意見 3-6-2】

申告書作成担当者は数年で交代することが通例であるが、仕入税額控除の計算方法選択の有利不利判定等は複雑性が伴うものであり、前年を踏襲する等の方法だけでは選択を誤るリスクが高い。したがって、その選択についてはより慎重な判断が求められるが、計算誤りを防止し、より適正な申告を確保する観点からは、税務の専門家を関与させることを検討することも有用であると考ええる。

事業	指摘事項・意見 No.	内容
下水道	意見 1-7-1	仕入税額控除の計算方法の選択については、慎重に行うことが望ましい。
下水道	意見 1-7-2	税務専門家の関与を検討することが望ましい。
下水道	意見 1-8	補助金の通知文に、消費税に関する誤解を招く記述があるので、削除することが望ましい。
工業用水道	指摘事項 3-6	税率区分(8%課税と 10%課税)の集計において、一部誤りがあった。
工業用水道	意見 3-6-1	仕入税額控除の計算方法の選択については、慎重に行うことが望ましい。
工業用水道	意見 3-6-2	税務専門家の関与を検討することが望ましい。

6. 工業用水道事業の person 費及びその他会計関連

(1) 引当金の計算基準明文化

工業用水道事業では、地方公営企業会計を適用しており、賞与引当金や退職給付引当金が計上されている。しかし、賞与引当金と退職給付引当金の具体的な計算基準は財務規程等において明文化されておらず、前年度を踏襲することにより計算が行われているのが現状である。計算方法の継続性や明瞭性を確保するために、計算基準を具体的に明文化しておく必要があると考える。

(2) 財務事務に関する環境の整備

【意見 3-5-3】及び【意見 3-5-5】は、退職給付引当金計算の基礎となるデータの整備及び情報共有の在り方等に関する意見である。経費計算に関する環境整備を進めてほしい。

【指摘事項 3-7-1】では、帳簿間の転記及び帳簿上の集計における単純ミスについて指摘している。これは最終的な決算数値には影響していない。

しかし、青森県公営企業財務規程は、昭和42年に公布・施行されたものであり、そこで定められた帳簿組織やその転記等の事務は、ITの利用により業務の効率化を図ることが当然となっている現代では、合理的とは言い難い。そこで【意見3-7】では、業務の効率化を図りつつ事務ミスを減らすことを目的として、会計ソフトウェア等の導入を検討することを提言している。

事業	指摘事項・意見 No.	内容
工業用水道	意見 3-5-1	賞与引当金の計算基準を文書化すべき。
工業用水道	意見 3-5-2	退職給付引当金の計算基準を文書化すべき。
工業用水道	意見 3-5-3	退職給付引当金の計算のための基礎データを整備することが望ましい。
工業用水道	意見 3-5-4	令和元年度末における退職手当計算書(最終分)を保管する必要がある。
工業用水道	意見 3-5-5	人事記録に関して、関連部署と確実な情報共有を行うことが望ましい。
工業用水道	指摘事項 3-7-1	帳簿間の転記ミス及び帳簿上の集計ミスがあった。
工業用水道	指摘事項 3-7-2	譲渡性預金の表示に誤りがある。
工業用水道	意見 3-7	会計ソフトウェア導入について検討することが望ましい。

7. 建設技術センター

建設技術センターについては、主として、財務諸表に関連した公益法人会計基準等の会計基準への準拠性に関して問題が多かった。それぞれ会計処理に関する修正や適正な開示、規程の整備等を行う必要がある。

(1) 会計処理に関する指摘事項・意見

【指摘事項 2-4】【指摘事項 2-5】【指摘事項 2-6】では引当金の計上要件をみたま賞与引当金、役員賞与引当金、役員退職慰労引当金の計上もれについて指摘している。

その他、【指摘事項 2-1】では適正な原価計算により仕掛品の評価を行うべきことを、【指摘事項 2-3】では減価償却方法の変更については変更の理由についての正当性検討の必要性を指摘している。

(2)財務諸表等の開示に関する指摘事項

財務諸表等の開示に関する指摘事項は以下のとおりであり、いずれも適正な開示を行う必要がある。

- ・ 適切な勘定科目によって表示する必要がある。【指摘事項 2-2】
- ・ 重要な会計方針として、引当金の計上基準を注記する必要がある【指摘事項 2-8】
- ・ 重要な会計方針の変更に関する注記(減価償却方法の変更)では、変更の理由及びその影響額も併せて注記することが必要である。【指摘事項 2-9】
- ・ 関連当事者との取引内容については、注記が必要かどうかの検討が必要である。【指摘事項 2-10】
- ・ 附属明細書には、引当金の明細を開示する必要がある。【指摘事項 2-11】

(3)財務規程等への規定や改定、基準の文書化が必要なもの

その他、財務諸表の作成の基準となる財務規程への規定や、役員賞与の計算根拠を役員報酬規程に定めることについて、以下のとおり指摘又は意見を述べている。

- ・ 減価償却方法を変更した場合は、財務規程の改定が必要である。【指摘事項 2-3】
- ・ 賞与引当金、役員賞与引当金、役員退職慰労引当金、貸倒引当金の計上基準も財務規程に定める必要がある。【指摘事項 2-4】【指摘事項 2-5】【指摘事項 2-6】【意見 2-2】
- ・ 役員に対する賞与支給金額の計算根拠は、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」において明確に定める必要がある。【指摘事項 2-7】

さらに、【意見 2-5】では、事業費と管理費に共通する費用に関して、会計処理の根拠とするための配賦基準の文書化について提言している。

(4)その他

- ・ 助成金の使途に関する確認事務を十分に行うことが望ましい。【意見 2-3】
- ・ 役員報酬規程は、ホームページでも公開することが望ましい。【意見 2-4】

法人	指摘事項・意見 No.	内容
建技センター	指摘事項 2-1	仕掛品の評価は、人件費だけでなく減価償却費その他の経費も含めた原価計算により行う必要がある。
建技センター	指摘事項 2-2	建設資材の材料試験事業における費用は、事業原価等の適切な勘定科目により表示する必要がある。
建技センター	指摘事項 2-3	減価償却方法の変更について、その理由が正当なものかどうか検討されていない。また、財務規程も改定されていない。
建技センター	指摘事項 2-4	賞与引当金を計上する必要がある。

建技センター	指摘事項 2-5	役員賞与引当金を計上する必要がある。
建技センター	指摘事項 2-6	役員退職慰労引当金を計上する必要がある。
建技センター	指摘事項 2-7	役員に対する賞与支給金額の計算根拠は、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」において明確に定める必要がある。
建技センター	指摘事項 2-8	財務諸表に対する注記として、貸倒引当金、賞与引当金、役員賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金の注記が必要である。
建技センター	指摘事項 2-9	重要な会計方針の変更に関する注記(減価償却方法の変更)では、変更の理由及びその影響額も併せて注記することが必要である。
建技センター	指摘事項 2-10	関連当事者との取引について、注記が必要か否かを検討する必要がある。
建技センター	指摘事項 2-11	附属明細書において、貸倒引当金、賞与引当金、役員賞与引当金、役員退職慰労引当金の明細を開示することが必要である。
建技センター	意見 2-2	貸倒引当金について、計上基準を財務規程に定める必要がある。
建技センター	意見 2-3	助成金の使途に関する確認事務が不十分である。
建技センター	意見 2-4	公益法人の役員報酬規程はインターネットでも開示することが望ましい。
建技センター	意見 2-5	事業費と管理費に共通する費用に関して、配賦基準を文書化することが望ましい。